

令和 8 年第 2 回玉東町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 12 日玉東町議会第 2 回定例会を議場に招集された。

1. 令和 8 年 6 月 10 日午前 10 時 00 分招集

2. 令和 8 年 6 月 12 日午前 9 時 58 分開会

3. 令和 8 年 6 月 12 日午後 2 時 28 分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 前 田 大 樹	2 番 功 刀 圭 一	3 番 大城戸 廣 澄
4 番 狩 野 勝 次	5 番 坂 村 勇 治	6 番 坂 本 和 也
7 番 林 和 廣	8 番 清 田 高 広	9 番 吉 住 貞 夫
10 番 松 尾 純 久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	前 田 移津行	教 育 長	狩 野 輝 幸
総 務 課 長	清 田 豊	産 業 振 興 課 長	清 田 英 治
建 設 課 長	清 田 善 雅	町 民 生 活 課 長	村 上 貴 光
税 務 課 長	前 田 周 一	企 画 財 政 課 長	上 村 健 二
保健こども課長	清 田 浩 義	会 計 室 長	大城戸 雅 昭
教 育 委 員 会 事 務 局 長	松 永 敏	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 島 隆 一
福 祉 課 長	岩 川 康 幸		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高 瀬 伸 一	議会事務局書記	古 賤 美 穂
--------	---------	---------	---------

10. 議事日程

日程第 1	報告第 1 号	令和 7 年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 2	報告第 2 号	令和 7 年度玉東町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 3	議案第 33 号	玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第 2 号
日程第 4	議案第 34 号	玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第 3 号
日程第 5	議案第 35 号	令和 7 年度玉東町一般会計補正予算 (第 10 号) 専決第 4 号

日程第6 議案第36号 玉東町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第37号 玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第38号 令和8年度玉東町一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第39号 令和8年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第40号 工事請負契約の締結について

日程第11 同意第5号 玉東町教育長の選任同意について

日程第12 請願・陳情の件

日程第13 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

1 番 前 田 大 樹

2 番 功 刀 圭 一

開議 午前9時58分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 報告第1号 令和7年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（松尾純久君） 日程第1、報告第1号「令和7年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。

企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 企画財政課長の上村です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号について、御報告申し上げます。

令和7年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、別紙のとおり歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月10日提出、玉東町長です。

本報告議案につきましては、令和8年度へ繰り越して使用しようとする、歳出予算の経費が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に御報告するものでございます。

報告書の2枚目を御覧ください。

令和7年度玉東町繰越明許費繰越計算書をつけてございますが、これが繰越計算書となります。縦列で左から5列目に翌年度繰越額の欄がございますが、この欄に記載の金額が最終的に令和

8年度に繰り越した歳出予算の金額でございます。そして、その右側にある左の財源内訳の欄は、事業実施に必要な歳出予算に充当する財源の内訳となります。

こちらの2枚目の資料につきまして、裏面にまで及んでおりますが、1款議会費、1項議会費、議会棟屋根防水改修事業をはじめとする、計で26の事業でございまして、合計5億4,757万円を令和8年度に繰り越して使用することとしております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（松尾純久君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 1ページの一冊下ですが、住宅費のですね、稲佐団地の災害復旧事業について、これについて繰り越された理由をお聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

こちらはですね、稲佐団地の復旧工事になりますけれども、国のですね、査定が12月にございまして、それからの工事発注となりましたので、工期的な理由により繰越しをすることになりました。以上になります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 一応入札から工事期間の期限はいつまでになっとったのでしょうか、当初はですね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 当初は3月末としておりました。それでですね、今回5月末までと工期をしておまして、5月28日の日に町の竣工検査を完了しております。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） じゃあもう工事は、ある程度何か月かたっておると思いますが、今の状況では、どのくらいとか、何%ぐらいの工事はあつとるんですか、ちょっと進捗状況をちょっとお聞きします。

（竣工検査は終わったと、終わったと。）

結果、工事の結果は終わったということですか。

（よく聞いててください。）

3月31日の工事は全部済んだということですね。

（繰越が）

繰越でしょ、だからですね、12月のその予算の関係で5月まで延長ということになるんですが、まだ工事は全然してないということですかね。

（竣工検査を完了してますという答弁でした。）

竣工検査終わってるということですね。分かりました。予定どおり3月31日に終わってる、私はですね、まだ。

（3月終わらんと言いました。）

そうそう、終わってないということでしょ。はい。

○議長（松尾純久君） もう一回、建設課長、清田善雅君。

聞いててください。

○建設課長（清田善雅君） 工期はですね、3月末から5月末まで延長させていただきまして、5月28日の日に町の竣工検査は完了しております。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それでですね、5月に終わったということですが、予定は3月31日までの予定だったんだ。その延期になった理由はですね、それちょっと聞きたいんですよ。請負業者はですね、玉名市のちょっと請負業者になっていたと思うんですけど、よければですね、町内の建築業者組合もおられますので、本体の工事だったらですね、鉄筋コンクリートか、大きな事業所でいいんですけど、災害復旧で室内の改修工事だったら、町内の事業者をお願いしたほうがよかったんじゃないかと思うんですが、その辺りはどう思われますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 大城戸議員の質問にお答えします。

今回の工事費は全体で6,000万を超えております。金額によって入札の業者さんのですね、ランクによって入札に入る金額が決まっておりますので、今回町内業者が入ることはできませんでした。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 6,000万から超えてますので、5,000万以上ということで、それは分かりますけど、建物がですね、2棟ありまして、同じ東と西に半分ずつ2棟あるので、その2棟をですね、請負のときに半分に分けて工事をすれば、町内の業者で請負させることができたんじゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますが、これは事前に説明もあったわけですね。この前からもう少し真剣に聞いてくれと言うとるだろ、無駄な時間は使いたくない。なぜできないとか、それは先ほど建設課長が言うた規定がある。幾らまでいい、幾らから上はAランクとかBランクとか、そういう人じゃないと駄目というところあるわけ、そういうのはね、分からんのは分からんで、もうとにかく理解してくれ、無駄な時間を使いたくない。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私もですね、金額的に一括で入札かければ、そうなったかなと思うんですけど、これをですね、棟が2つあって半分に分けて工事を頼めば、町内の業者できたんじゃないだろうかという、ちょっと思いで一応質問をしたということで、一応質問それで終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和7年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第2 報告第2号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（松尾純久君） 日程第2、報告第2「令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、報告第2号、令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第2項の規定により別紙のとおり予算の経費を繰り越したので、同条第3項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月10日提出、玉東町長。

1枚おめくりください。

令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第2項、ただし書の規定による、営業費用の繰越額、枠内の左から水道事業費用、営業費用、玉東町中部地区第2水源、第3水源採水業務委託。

予算計上額600万円、翌年度繰越額600万円。

説明欄です。年間3回の採水が必要であり、ポンプ設置撤去費用低減のため年間継続施工として、年度内完了が困難となったためです。

詳細といたしましては、昨年度、年の神に2か所ボーリングを掘削しております。その2か所につきまして、2月から8月までの7か月間の期間に3回、水質検査を行います。現状、ボーリングが終わった状況にありますので、その中に水中ポンプを設置する必要があります。ただ、3か月ごとに水中ポンプの設置と撤去を行うより2月から8月までの7か月期間、水中ポンプをリースするほうが安価でありましたので、その方法により、2月から8月までの委託契約を行っております。

予算繰越計算書につきまして、以上、報告いたします。よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、建設課長から報告ありましたけど、説明欄のところで、ここに書いてありますけど、ポンプ設置撤去費用低減のためと書いてありますけど、この低減のためという内容はこういったことですか、説明をお願いします。水中ポンプの低減でした。交換のための。

（同じようなことを、さっきの大城戸議員と一緒に、何のために低減したかっちゃうのは、建設課長が説明したはずです。）

撤去のための低減でしょう。

（そうです。水中ポンプの。）

その水中ポンプの低減のためのその費用がこの600万ということでしょう。

(違う。)

(違います。)

いや、この説明から言ったら、その低減のためのこの今説明では、水中ポンプ交換のための。

○議長(松尾純久君) 自席へお戻りください。もう一回説明させますので。

建設課長、清田善雅君。

少し大きく聞こえるように言ってください、もう一回。

○建設課長(清田善雅君) すみません。繰り返しの説明となります。

年の神公園にですね、2か所ボーリングをしております。それで、実際に水中ポンプがない状態ですので、水中ポンプの設置が必要となります。通常3回行う必要がありますので、それぞれ3回の2か所の3回ともですね、水中ポンプの出し入れが必要となります。

ただ、入れたり出したりするのにかなりの費用がかかりますので、それよりも、その7か月間、3回する7か月間の期間、水中ポンプをリースしていたほうが安いために年間計、7か月間のリース契約をしたために600万の費用になりました。実際に3回出し入れをするとですね、その金額よりも高くなりましたので、今回の600万が安いほうで契約したということの委託契約となります。以上です。

○議長(松尾純久君) ついでに600万じゃなくて、もし入れ替えしたら幾らぐらいになったのかは言うて、多分聞くぞっちゅう顔してるから。

建設課長、清田善雅君。

(議長、私が質問に入れないでください。)

(何。)

(いや私が今のことを聞きたかったから。)

(それ説明がちょっと足らんから)

(私が聞く立場だから。)

(私が聞くじゃなくて、私が考えて聞いたら、ちょっと足らんから、言っただけなん、助言であなたの質問を取ったわけじゃない。)

(私が・・・ことを聞きたかったから。)

すみません、お待たせしました。

2か所しておりまして、トータルで70万円安くなるようになっております。以上です。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 今の説明を受けまして、内容が十分分かりました。その600万円と出されたけど、そのリース代と比べて既存でいくと、どのぐらいその費用の差額があるのか。60万だった、70万だったら、そんな差額はないけど、リースのその水中ポンプ、それはほら古い機械でしょう。もし故障したらまた新しい水中ポンプに交換しなくてはいけない。7か月間のリースの期間で、リース会社のほうが故障の補償はすると思うんですけど、そういった契約はどうなっているんですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

やはりですね、水道事業につきましても、税金によって賄っている部分と、水道使用料によって賄っている部分もありますので、少しでも安いほうで契約してから行くのが常かと思っております。

また、リース契約につきましても、その7か月間使用するという契約でしておりますので、途中で壊れた場合は、業者さんの負担になってくるかと思っております。以上です。

（以上で終わります。）

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

以上で、令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第3 議案第33号 玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第2号

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第33号「玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） よろしくお願ひいたします。

議案第33号を御説明いたします。

専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和8年6月10日提出、玉東町長。

処分件名、玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和8年3月31日。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律等が公布され、原則として4月1日から施行されたことに伴い、玉東町税条例を改正する必要が生じましたが、議会招集の時間的余裕がありませんでしたので専決処分をしたものです。

少し量が多いので、お時間を長めにいただきます。

次のページをお開きください。こちらは、専決処分書の写しになります。

次のページをお開きください。こちらは改正条例になります。

改正内容は、新旧対照表により御説明いたします。

5ページおめくりください。

新旧対照表になります。左枠が現行で、右枠が改正案になります。

1ページ2行目、第18条の3、8行目、第19条は軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正にな

ります。

1枚めくっていただきまして、2ページです。

16行目、第33条は特定大口株主に関わる配当等の特定配当等への統合による改正になります。

3ページ、4行目、第34条の7は復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設による寄附金税額控除の変更に伴う改正になります。

9行目、36条の2、1枚めくっていただき、4ページの16行目、第36条の3の2は法改正の項ずれによる改正になります。

1枚めくっていただきまして、1行目、第36条の3の3は公的年金受給者の扶養親族等の申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正になります。

1枚めくっていただき、9ページ目、9ページ1行目、第63条は固定資産の免税点の変更に伴う改正になります。

6行目、第80条から16行目、81条、1枚めくっていただき、10ページ、18行目、81条の3、11ページ1行目、第81条の4、9行目、81条の5、12行目、第81条の6、21行目、第81条の7。

1枚めくっていただき、12ページ、7行目、第81条の8、13行目、第82条、17行目、第83条、20行目、第85条、13ページ、2行目、第87条。

1枚めくっていただき、14ページ、2行目、第88条、4行目、第89条、15行目、第90条。

1枚めくっていただき、16ページ、8行目、第91条は軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正になります。

これ以降は、附則になります。

17ページ、11行目、第6条は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限延長に伴う改正になります。

19行目、第7条の3、1枚めくっていただき、18ページの20行目、第7条の3の2は、地方税法附則第5条の4の削除に伴う改正になります。

19ページ、13行目、第7条の4は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設、特定暗号資産取引に関わる課税の創設に伴う改正です。

1枚めくっていただきまして、20ページ、4行目、第8条は肉用牛の売却による事業所得に関わる町民税の課税特例の適用期限延長に伴う改正になります。

21ページ、2行目、第9条の2は復興特別所得税の課税期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正になります。

10行目、第10条の2中、1枚めくっていただき、23ページになります。

右枠の改正案、1行目に15と記載しております、第15項です。こちらは新設になります。改修特別特定建築物の税額の減額措置になります。改修特別特定建築物とは、国の補助事業による一定のバリアフリー改修された建築物になります。減額措置は、国が基準とする3分の1としております。減額期間は、改修工事完了の翌年度から2年間で、現時点では本町に対象施設はございません。

5行目、第10条の3は、前条等の改正に伴う改正になります。

2枚めくっていただき、26ページ、20行目、一番下の行になります。

第15条の2、1枚めくっていただき28ページの8行目、第15条の3、13行目、第15条の4、16行目、第15条の5、20行目、15条の6、29ページ9行目、第16条。

1枚めくっていただき、1行目、第16条の2は軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正になります。

21行目一番下の行になります。第16条の3、1枚めくっていただき32ページ、15行目、第16条の4、33ページ、12行目、第17条は優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に関わる課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正になります。

1枚めくっていただき36ページ、4行目、第18条、20行目の一番下の行になりますけども、第19条は、地方税法附則第5条の4の削除に伴う改正になります。

37ページ、15行目、右枠改正案の第19条の3は新設になります。これは特定暗号資産取引に関わる課税の創設に伴う改正になります。

1枚めくっていただきまして39ページの10行目、第20条、1枚めくっていただきまして40ページ6行目、第20条の2、41ページ、16行目、第20条の3は地方税法附則第5条の4の削除に伴う改正になります。

以上が改正内容になります。御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 17ページをお願いします。17ページで現行改正後の中で第6条、この改正後が平成30年度以後の各年度分の個人町民税に限りと記してありますが、30年度以後からの改正を、これは改正文になっているわけですか。附則のこの、この文言からいくと、平成30年度、現行は平成30年度から令和9年度になってますが、この令和9年度までがこれ省くことになるわけですか。30年度以後が、何も入ってないので以後のことは、何年度までとは決まってないわけですか。そこをお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃる、議員がおっしゃるとおり、期限が削除されたということになります。期限が終わりの期限が削除されたということになります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあ期限が削除されたということはもう限りない、もう期限になるわけですか、今後は。

（そらそうでしょう。）

（そのとおり。）

この先ずっと限りない年度期限でないわけです。

○議長（松尾純久君） 再度、税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 狩野議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、では現時点ではおっしゃるとおりだと思いますけども、毎年税改正があつておりますので、今現在のお話でしか御回答はできません。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） これは国の施策だから、地方自治体には、この改正案の文書が届いている、届いていると思うんですけど、これから見ると期限がないというのも、ちょっとおかしいなと、そこを税務課長の立場で、県辺りお尋ねは今後できないものですか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） こちらは地方税法の一部改正になっておりますので、県に問合せをしたとしても、地方税法にのっとりたものですので、改正は改正といいますか、はい、地方税法にのっとりた措置になりますので、そういったところでしていただきたいと思いますが。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 分かりました。じゃあもうこれ以上の答弁は、今の現状ではできないということですね。もうその期限が決まってない。もう限らない期限ということで、それ以上の答弁はできないということですね。ですか、どうですか、そこは。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 狩野議員の御質問にお答えしますが、もうこちらの書面というかですね、条例が地方税法がこういうふうになっておりますので、はい、議員おっしゃるとおりだと思います。

（はい、分かりました。）

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第34号 玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 専決第3号

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第34号「玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 引き続きお願いいたします。

すみません。こちらの議案につきましては、お手元に3枚紙でお渡ししておりますけども、訂正点がありますので、こちらで御説明いたします。

第2条の5項、第5項ですけども、所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額というところで色づけして、グレーで色づけをしているところがありますけども、この点がですね、下の枠を見ていただいて、平等割、世帯別平等割額は、今回の子ども・子育て支援納付金には、課税しておりませんので、こちらのほうは削除させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号について御説明をいたします。

専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和8年6月10日提出、玉東町長。

処分件名、玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和8年3月31日。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として4月1日から施行されました。

玉東町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたが、議会招集の時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものです。

次のページをお開きください。

こちらは専決処分書の写しになります。

次のページをお開きください。

改正条例になります。内容は、新旧対照表により御説明をいたします。

2枚おめくりください。

2行目、第2条は、子ども・子育て納付金の創設に伴う改正になります。

1枚めくっていただきまして、2ページ第2項は、基礎課税額の限度額が66万円から1万円増えまして67万円になります。

右枠の改正案、17行目第5項になります。この項は新設になります。子ども・子育て納付金の限度額は3万円となります。

3ページ、右枠の改正案の14行目、第9条の3は、子ども・子育て納付金の所得割額を定めるもので、所得割額は、総所得金額等の0.28%と定めます。

18行目、第9条の4は、子ども・子育て納付金の被保険者均等割額を定めるもので、被保険者均等割は、1,412円と定めます。

1枚めくっていただき、4ページ2行目、第9条の5は子ども・子育て納付金、18歳以上被保

険者均等割を定めるもので、18歳以上被保険者均等割は107円と定めます。

同じく 4 ページ 5 行目、第23条です。減額措置に関わる軽減判定所得の基準額の見直しによる改正になります。

4 枚めくっていただきまして、右側の改正案、12ページ、12ページ 9 行目、第 4 項、右側の枠ですね、により子ども・子育て納付金の18歳未満の被保険者均等割額は全額減額されます。

12ページ、19行目、附則、第 3 項から最後のページの第13項は、子ども・子育て納付金の創設に伴う改正になります。

この均等割が少し分かりにくいので、最初にお配りしました 3 枚紙の下のところにですね、表をつくっておりますので、子ども・子育て支援納付金というのはですね、18歳以上と18歳未満で分かれておりまして、18歳以上の方については、均等割が1,519円課税になるということになります。18歳未満の方に関しては、ゼロ円ということになります。上のところに、その条例の条例、条を書いておりますので御参考にしてください。

以上が主な改正内容になります。御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時56分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 議案第35号 令和 7 年度玉東町一般会計補正予算（第10号） 専決第 4 号

○議長（松尾純久君） 日程第 5、議案第35号「令和 7 年度玉東町一般会計補正予算専決第 4 号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

議案第35号、専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

令和8年6月10日提出、玉東町長です。

1、処分件名、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第10号）。

2、処分年月日、令和8年3月31日。

提案理由です。簡易水道事業会計への繰出金等を専決処分したものであります。

1枚めくっていただきまして、専決第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決、玉東町長です。

それでは、予算書のほうを御覧ください。

専決第4号、令和7年度玉東町一般会計補正予算書（第10号）です。

表紙をおめくりください。

専決第4号、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第10号）。

令和7年度玉東町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,829万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の補正、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

第3条、地方債の補正、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

令和8年3月31日専決、玉東町長です。

予算書のほうは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入となります。

補正額が生じている箇所のみを申し上げます。

資料をめくっていただきまして、2ページを御覧ください。

中ほどですが、14款です。国庫支出金、2項国庫補助金553万5,000円を追加、18款繰入金、2項基金繰入金マイナス648万5,000円。

続きまして、3ページです。

21款町債、1項町債590万円。

歳入合計は、補正前の額に495万円を追加し、63億1,829万5,000円といたします。

続いて、4ページ目です。

こちらは歳出となります。歳入と同様に、補正額が生じている箇所のみを申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費495万円です。

5 ページの末に記載のとおり、歳出合計は、補正前の額に495万円を追加し、63億1,829万5,000円となります。

続いて、資料をおめくりいただき、6 ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正です。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名、農地利用効率化等支援交付金事業について994万円の繰越金限度額の設定を3月31日付で専決補正したものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

第3表、地方債補正です。

記載の文教施設災害復旧事業につきまして、地方債借入限度額280万円であったものを、3月31日時点での所要額に合わせ、590万円増の870万円としたものでございます。

次にページ飛びますが10ページを御覧ください。

2、歳入、上段の14款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金について、交付金確定額に合わせ、553万5,000円の補正です。

中段、18款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、こちらは国庫補助金額の確定を受けた増額などにより、繰入予定としていた分のうち、680、すみません。648万5,000円を減額する補正となります。

下段、21款町債、1 項町債、3 目災害復旧費公立学校施設災害復旧事業として、先ほど7ページの第3表、地方債補正の説明の中で申し上げた590万円増額分を補正するものでございます。

続いて、11ページに移ります。

3、歳出、2 段目、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、簡易水道事業会計への繰出金として495万円を補正したものです。

以上、専決処分に関する説明といたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 10ページをお願いします。

歳入の件で、18款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整繰入金、今説明で財政調整基金繰入金がマイナス648万5,000円、このマイナスになった要因をお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 4 番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

予算の編成というのは、歳入と歳出を同額にする必要がございます。その兼ね合いで御覧いただいて分かりますとおり、10ページ歳入のほうデジタル田園都市国家構想推進交付金が553万5,000円、それから下段の公立学校施設災害復旧事業が590万円となっていて、その歳出の総額とのですね、差額が、この財政調整基金繰入金のマイナス648万5,000円なっております。

ということで、もともと財政調整基金をですね、この専決前に繰り入れて、金額を合わせておったんですけれども、結局3月議会の時点から3月31日のこの専決に至るまでの間に今申し上げ

た2つの歳入の増があったものですから、繰入れ予定としていた財政調整基金を一部繰り入れる必要がなくなったので、それを減らしているということになります。以上でございます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） この財政調整基金ということはもう玉東町のいうなら、貯金ですよ。貯金になる、この648万5,000円がマイナスになったことを私はちょっと危惧して。

（逆、逆、逆。）

そうか。

（残ったと、残ったという。）

そうそう残った分がですね、この648万5,000円なんですけど、これ以上はこの財政調整基金として残らなかったのか。

（いやいや）

（・・・出さんでいい。）

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、もう一回説明させますので。

○企画財政課長（上村健二君） 誤解を与えてしまっているのなら申し訳ございませんが、歳入のマイナスです。歳出のマイナスではなくて歳入のマイナスなので、財政調整基金を充てて、基金のほうから一般会計のほうに充てて予算を調製しておった、歳入歳出の同額をそろえておったんですけれども、すみません、説明の繰返しになりますが、3月議会の補正の後にですね、3月31日の専決の時点で予定していなかった歳入があったので、そのすみません、同じ答弁になるかと思いますが、財政調整基金の繰入れを減らすことができたということです。

この財政調整基金につきましては、用途を制限されることなく自由に使える基金ということになっておりますので、玉東町に多様な基金がございますが、その中で財政調整基金を使って、予算の歳入歳出の同額をそろえる行為を行っているということです。

繰返しになりますが、財政そのそろえるために、予算を合わせるために使っていた財政調整基金の繰入れについて、3回ぐらい同じことを申し上げますけれども、歳入が増えたので使う必要がなくなった分を使わなくしているということで御解釈いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私もちっと少し勘違いがありまして、このマイナス648万5,000円で上がっていたもんで、これお金がこれ貯金の分が不足したかなと思って、もう少し何で貯金が多くなかったのかと、そこをちょっとお尋ねしたかったもんで。何かまたほかに答弁があるなら聞きますけど、私は今理解しましたので。

（理解したからもういいですね。）

よろしいですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第36号 玉東町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第36号「玉東町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） よろしく申し上げます。

議案第36号、玉東町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月10日提出、玉東町長。

提案理由です。国家公務員等の旅費支給規程の宿泊基準額改正に伴い、本町における旅費の宿泊費基準額についても、国の基準との整合性を図るため、所要の改正を行う必要があるためです。

次のページをお願いします。

玉東町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正します。

第13条中、別表に定める額とする、を国家公務員等の旅費支給規程、別表第2の1の表に規定する職務の級が10級以下の者の例により算定した額とするに改めます。

3ページ目が今の改正の現行と改正後になります。

また、別表、現行は別表がついてましたが、改正後は別表を削減、削除します。

2ページ目にお戻りいただいて附則です。この条例は公布の日から施行いたします。以上です。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第37号「玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第37号について御提案します。

玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月10日提出、玉東町長。

提案理由になります。近年の林野火災の発生状況や消防庁における検討状況を踏まえ、国の動向に対応するため、火災警報等の発令時における火入れの中止基準を明確化し、安全対策の強化を図るべく、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

条例の要旨について御説明します。

令和7年2月26日に発生しました岩手県大船渡市の大規模林野火災を教訓に、令和8年1月1日から消防法に基づき、新たに林野火災注意報と林野火災警報の運用が開始されました。

林野火災を予防する上で注意や危険の発令が新たに加わったことから、関連する本条例においても、火入れの中止基準に加える改正を行うものです。

それでは、内容について新旧対照表で説明しますので、3ページ目の新旧対照表を御覧ください。

左が現行、右が改正後案になります。

第14条第1項中もしくは乾燥注意報が発表され、または火災警報を火災注意報、火災警報、林野火災注意報、林野火災警報に改めます。

また、同条第2項中もしくは乾燥注意報が発表され、または火災警報を乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報、林野火災警報に改めます。

2枚目の改正文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行いたします。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 令和8年度玉東町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第38号「令和8年度玉東町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

議案第38号について御提案いたします。

予算書を1枚おめくりください。

議案第38号、令和8年度玉東町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度玉東町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,342万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,878万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。

令和8年6月10日提出、玉東町長です。

1ページに入ります。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

補正を行った款項の区分のみ読み上げます。

1ページの補正はありませんので、2ページを御覧ください。

歳入の説明になりますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金2,509万6,000円を減。

3項委託金52万8,000円を追加。

15款県支出金、2項県補助金730万1,000円を追加。

18款繰入金、2項基金繰入金5,379万5,000円を追加。

3 ページです。

21款町債、1項町債2,310万円の減。

歳入合計、補正前の額に1,342万8,000円を追加し、54億1,878万7,000円といたします。

続いて4 ページ、歳出です。

1 款議会費、1 項議会費153万3,000円の減。

2 款総務費、1 項総務管理費1,394万8,000円の追加。

2 項徴税費33万1,000円の減。

3 項戸籍住民基本台帳費736万円の減。

3 款民生費、1 項社会福祉費108万1,000円の追加。

2 項児童福祉費233万円の追加。

4 款衛生費、1 項保健衛生費254万3,000円の追加。

2 項清掃費212万9,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項農業費736万1,000円の追加。

8 款土木費、1 項土木管理費489万4,000円の追加。

5 ページに移ります。

2 項道路橋梁費1,550万円の減。

3 項河川費1,550万6,000円の追加。

5 項住宅費560万円の減。

10款教育費、1 項教育総務費235万8,000円の減。

2 項小学校費 9 万2,000円の追加。

5 項社会教育費48万4,000円の追加。

最下段です。歳出合計、補正前の額に1,342万8,000円を追加し、54億1,878万7,000円といたします。

続いて、予算書 6 ページを御覧ください。

第2表、地方債補正です。4つの地方債の変更の補正となります。

起債の目的、一般補助施設整備事業等事業債は、限度額290万円を670万円と定めます。

2 番目の道路整備事業につきましては、限度額7,520万円を減額しまして、3,200万円といたします。

3 番目、カントリーパーク整備事業につきましては、補正前の限度額900万円を減額し、840万円と定めます。

4 番目、緊急自然災害防止対策事業は、補正前の限度額3,450万円を減額し、すみません、増額し5,140万円といたします。

続いて、ページ飛びますが 9 ページを御覧ください。

2、歳入です。

14款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目土木費国庫補助金について2,580万円を減額するもの

です。これは右側説明欄に記載の３事業について、予定した額を下回る国庫補助金の交付決定を受けたことから、その応分を減額するものでございます。

５目民生費国庫補助金について、医療費助成オンラインシステム改修補助金分として70万4,000円を追加いたします。

次に、14款国庫支出金、３項委託金、２目民生費委託金ですが、国民年金事務委託金として52万8,000円を追加します。

中ほど、15款県支出金、２項県補助金、５目農林水産業県補助金について、新規就農者育成総合対策事業補助金として、730万1,000円を追加します。これは要件を満たす農業者の機械導入費用を助成するもので、国２分の１、県４分の１、農業者が４分の１を負担するものですが、国と県の負担分を町の会計を通じて当該農業者に交付する流れであることから、予算化するものでございます。

よって、後ほど説明いたしますが、歳出にも同額を計上しております。

続いて、18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金ですが、今回の補正予算に伴い、不足する額を財政調整基金から調整するために5,379万5,000円を予算化させていただくものです。

次に、９ページ、一番下段から10ページにかけて記載している21款町債につきましては、全て先ほど御説明申し上げた、６ページの第２表、地方債補正に関するものですので、説明を割愛いたします。

続きまして11ページを御覧ください。

ここからは歳出の説明となります。

１款議会費、１項議会費、１目議会費は153万3,000円の減です。

右の説明欄を御覧ください。これは議会事務局の職員について、一般職を充てる予定で当初予算を編成していたところ、４月から一般職ではなく、会計年度任用職員を採用し事務を執行しております。よって、会計年度任用職員分の人件費を計上し、一般職分の給与を減額する。その差引きで153万3,000円の減となるものでございます。

次に、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費について1,242万5,000円の追加です。

右側説明欄を御覧ください。

食糧費として10万円を計上しております。これは外部から人をお招きして開催する会議時のお茶代として、全庁的に使用する分を計上させていただくものです。

次に、行政協力員委託料として36万円を計上しております。これは15行政区に据える行政業務協力員への委託料について、昨今の物価高、賃金上昇を踏まえ、委託費の基準額となる平等割を1万円増、世帯割を100円増とし、必要となる増額分を補正するものでございます。

その下、一般管理費、給与を記載しております。

今回の補正予算、以後も各費目で人件費が出てまいります。これについては、主に４月の人事異動に伴う予算の組替えでございますので、以後の人件費の説明は全て割愛させていただきます。

1枚おめくりいただき12ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について、右側説明欄を御覧ください。

公園管理事業として140万円を計上しております。これは役場敷地の東側にあるひがし公園にブランコを設置させていただくための工事費となります。

続いて、13ページを御覧ください。

中ほど、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について、右側説明欄を御覧ください。

社会福祉総務費として195万3,000円を計上しております。この内訳は、子ども医療費助成システム改修委託料として104万8,000円、介護保険特別会計繰出金として54万5,000円となります。前者は、先ほど歳入で説明した医療費助成オンラインシステム改修補助金70万4,000円が充当されるもので、これにより、医療機関側が役所への確認を行わずとも、オンラインで患者さんの個人の資格確認ができるようになるため、誤請求防止や業務負担軽減につながるものでございます。後者は、この後の議案第39号で説明のある介護保険特別会計への繰出金となります。

その下、3目年金事務費です。右側説明欄を御覧ください。

国民年金事務費として、育児期間中保険料免除に伴うシステム改修委託料52万8,000円を計上しております。こちらは令和8年10月から国民年金第1号被保険者も育児で保険料が免除される制度が始まることに合わせたシステム改修費で、全額が国補助により補填されるものです。

よって、歳入に国民年金事務委託費として同額を計上しておるところです。

続きまして、1枚めくっていただき、14ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、4目子ども・子育て支援事業費に3万3,000円を計上しております。これは右側説明欄に記載のとおり、つどいの広場事業における避難用ベビーカー2人乗り1台を購入する費用となります。

続きまして、中段以降、4款衛生費、1項保健衛生費、6目健康増進費ですが、右説明欄のとおり、健康管理システム電算委託料として4万円を計上しております。これは健康管理システムの一部アウトソーシング業務委託に係る費用となります。

その下、8目交流センター運営費です。右側説明欄を御覧ください。

高压ケーブル等修繕料として199万1,000円を計上しております。これは、ふれあいの丘キュービクル式高压受電設備について、引込みケーブルの経年劣化が見られるため、修繕を行うものです。

その下、券売機点検手数料として1万9,000円を計上しておりますが、これはふれあいの丘交流センターの券売機の突然の詰まりに対応するための点検料となります。

その下、9目保健センター運営費について、消耗品費を10万円計上させていただいております。これは、ふれあいの丘保健センターの電球交換費用となります。

続きまして15ページを御覧ください。

中ほどになりますが、6款農林水産業費、1項農業費、4目農業総務費の右側説明欄を御覧ください。

農業総務費を240万円の増額補正としております。これは町単独事業として措置している補助金、玉東町農業機械等整備事業への需要増に対応した補正となります。

次に、その下、5目農業振興費を御覧ください。

右側説明欄記載のとおり、新規就農者育成総合対策事業として730万1,000円を補正いたしますが、こちらは先ほどの歳入の説明で申し上げたとおり、国県の負担分を町が支出するものであり、同額を歳入にも計上しているものとなります。

続きまして、最下段、7目農地費ですが、重機等借り上げ料として50万円を措置しております。これは令和7年8月豪雨の復旧と今季の災害に備えるための予算措置となります。

次に、1枚おめくりいただきまして、16ページを御覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費です。

右側説明欄を御覧ください。被服費13万2,000円は、建設課の道路作業員の作業着や空調服の購入費となります。

その下、宅地造成許可申請等手数料11万2,000円は、上木葉地区分譲地の許可申請に係る印紙代となります。

その下、戸建て住宅耐震診断補助マイナス4万6,000円、戸建て住宅耐震改修補助マイナス157万5,000円は、国の補助金交付決定額に応じた減額補正となります。

続きまして、下段8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費です。800万円の増額補正となりますが、内訳は吉次・長葉線樹木伐採工事費として600万円、下町・小清水線のり面維持工事として200万円となっております。吉次・長葉線については、頻発する倒木に対し、町の管理瑕疵対策を図るものです。

下町・小清水線は、令和7年8月豪雨により発生した法面崩壊への対応を行うものでございます。

次に、その下、2目道路新設改良費になります。

右側説明欄記載のとおり、道路新設改良補助事業として、マイナス2,550万円としております。これは国交省の社会資本整備総合交付金の交付決定額に合わせた減額補正となります。

次に、17ページへと移ります。

上段、8款土木費、2項道路橋梁費、4目排水路整備費として200万円を計上しております。これは、稲佐地区の水路浚渫工事費となりますが、木葉山の雨水が流れる土水路や、沈砂池の浚渫にかかる費用となります。

その下、8款土木費、4項河川費、1目河川総務費として1,550万6,000円の補正をお願いするものです。

主に、令和7年8月豪雨で被災した梅木川と折口川の護岸の整備を行うための補正です。

次に、8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費を御覧ください。

560万円の減額補正となりますが、これは国の補助金を活用して、猪鼻団地のドアの改修や手すりの設置を行う計画を立てているところ、国の補助金が当初予算で見込んだ額より少ない額で交付されることとなったことから、歳出に係る応分を減額するものです。

予算書1枚をおめくりください。

18ページとなります。

中ほどです。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費です。

右側説明欄を御覧ください。山北小学校保健室に据えている洗濯機が壊れましたが、シーツや衣類の洗濯で必要となることから、新たに購入させていただくため9万2,000円の補正をお願いするものです。

最後、10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費です。

右側説明欄記載のとおり、西南戦争遺跡群連携保存活用事業として44万8,000円を補正するものですが、報償費10万5,000円については、西南戦争終結150年を迎えるに当たり、町広報紙に7か月間、西南戦争関係の有識者の記事掲載を依頼する費用となります。

そして、印刷製本費34万3,000円については、西南戦争150年を迎えるに当たり、横断幕とシールを作成するための費用となります。

以上、議案第38号の説明とさせていただきます。

御審議、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 予算書ですね、12ページをお願いいたします。

1項総務管理費の2款総務費の6目企画費の一番右の説明欄の中の一番下段の公園管理事業、ひがし公園遊具設置工事費が140万円設置されて、何の遊具がつくのかなと私もちょっとこれ見て思ってたらブランコというところで聞けて、まずブランコにしたね、あれと、なぜ今ここに来てまた遊具の設置をですね、必要かと思われて遊具を設置したのかをちょっと求めていいかなと、お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

私が帰るときにですね、若いお母さん2人連れて、子供を連れてひがし公園のところに来ておられたと、その方々にね、ちょっと聞いてみたら、この場所にブランコが欲しいと言われたから、滑り台あるけど、以前ブランコあったけど今ないからブランコだったらいいかなと、幼児用のブランコということ、設置すると、これだけかかると私も思わなかった。簡単にできると思ったら、今はやっぱり物価高で、やっぱり見積り取ったらそういうことになったということでもありますので、ブランコを設置すると。

今後ですね、役場周辺の空き地、住宅政策をやります。そこに若い人が来やすいように公園整備もやっていきたいと。

（ありがとうございます。）

（もう少し大きい声で言いなさい。）

（聞こえてます私。）

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。そうやってですね、やっぱり若い世代のお母さんたちの声を聞いてですね、そうやってしっかりとこうやってしてくれたというところですね、ありがとうございます。もうひがし公園はですね、やっぱりこっから見て、朝も眺めてきましたが、とてもいいすばらしい公園じゃないかなと、木も大きくて、木陰もあって、あ東屋もあって、いいのかなと思います。これからもですね、ぜひともですね、また子育て支援のほうに力を入れていただきたいと思います。終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、6番、坂本です。

15ページをお開きください。

農業振興費の中の新規就農者育成総合資金730万1,000円。

それと16ページ、道路維持費、伐採費ですね、600万ほどありますが、大体何本ぐらいの木なのか。1本当たりの単価ですね、その辺りも分ればお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 今、6番、坂本議員から御質問がありました件についてお答えいたします。

15ページ、農業、6款農林水産業費の中の世代交代円滑化タイプ補助金につきましてはですね、1名の方の補助金となっております。1名の方で、国と県からですね、この金額730万1,000円ほどの補助が見込まれております。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 同じく、坂本議員の質問にお答えします。

町道吉次・長葉線はですね、玉名市天水町から熊本市植木町を東西にですね、抜ける町道でございます、その吉次・長葉線の天水側の伐採になります。その場所がですね、昨年秋と今年の4月にですね、倒木がありまして全面通行止めを2回ほどやっております。それで、早急に伐採することになりました。

伐採の本数ですけれども、実際にはですね、数えておりません。距離としてですね、約300メートルになりますけれども、その部分の全体的な伐採費用ということになります。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 新規就農1名のですね、金額ということですが、ちょっと金額が高いなと思ってですね、何か基準とか、そして新規就農の定義ですかね、これはどういうやつですかね。700万という数字がですね、私はびっくりしまして、説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

今回ですね、この補助事業を活用されて1名の方が希望されている事業としましては、農業用機械の購入となります。農業用機械の購入はですね、本人さんはですねスピードスプレーヤーの購入を希望されておまして、スピードスプレーヤーの機械の購入の見込額がですね、973万5,000円となっております。このうちの4分の3、正確に言いますと2分の1が国庫補助、4分の1が県からの補助となりまして、総額としまして県のほうから730万円ほどの補助が本人さん、農家の方に行く形となっております。以上、答弁いたします。

(何か決まりが、基準か決まりか、あるなら。)

この世代交代円滑化タイプですね、受けられる23要件としましては、49歳以下の認定新規就農者または認定農業者となっております。今回の事業に関しましては機械購入の補助となっております。

そしてですね、対象者の方は青色申告をすることが義務づけられているということと、今回の事業に関しましては、令和5年度以降に経営を開始された方、また親から農業の経営を譲り受けた方となっております。以上が要件となっております。以上です。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) 新規就農と言われますけど、青色申告をされてるということは、ある程度の収入がある方だというふうに捉えていいですね。

○議長(松尾純久君) 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長(清田英治君) 御質問にお答えいたします。

ほとんどの場合がですね、想定されておりますのが、もともとお父さん、親の方が農業者の方、そしてそこからですね、この世代交代円滑化タイプという名のとおりですね、親からの継承を受けられる、主に認定農業者の方が多いのではと考えております。実際、今回の申請をされた方もですね、お父さんが大規模農家で、お子さんが農業を譲り受けて認定農業者とされる、そういった方の、となっております。以上です。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) 国のほうからですね、こういうお金が来るんだっただけですね、やはり町が、町と県が出しとる金もあったですね。やはり、スピードスプレーヤーは非常に高価ですので、やはり、こういう事業をですね、もう少し国のほうからですね、持ってきてですね、宣伝とか、そういうやつをですね、やってもらいたいと思います。

やはり、坂村さんの一般質問でもですね、農業の人口が非常に減っております。やはり規模拡大をやっていくと、このように高価な金額が必要になりますので、こういうやつをですね、ぜひ国から持ってきてですね、希望の持てるような農業、この政策にですね、ぜひつなげてください。

この制度は以前からあるんですかね。

○議長(松尾純久君) 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長(清田英治君) 令和6年度にですね、緊急的に、正確に言いますと令和7年になりましてからですね、この制度が緊急という形でですね、補正予算としまして始まったばかりで、ここ一、二年の事業となっております。以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ぜひですね、認定のお金をどうかとかですね、そういう会合のときにね、こういう制度がありますということをですね、ぜひ周知徹底をよろしくお願いします。

それと伐採なんです、この伐採の見積りで600万、これは業者さんには何社か見積もってもらってる金額ですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 坂本議員の質問にお答えします。

見積りでもらう場合は大体3社から取るように心得ております。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 600万という金額が非常に大きいのですよね、やはり少しでも安全にできるようにですね。

それと、今ですね、町道辺りも相当木が茂っております。そこら辺りの伐採もですね、今後考えていかれるのかどうか、ちょっと関連になりますが。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

以前は、区役でほとんど伐採しておったんですけど、高齢化しまして、今、道路管理者、これを6名雇っております。道路管理者も歳がいきますので、高所作業は無理ということですね、バケット付きのクレーンみたいな感じでバケットがついてる、あれの購入をね、今後は考えて、もう少し若い人の道路管理者を選んでいきたいと、そういうふうに考えております。もう区役でやるのはもう今から先は無理であると、そういう考えの中で道路管理はやっていきたいと、そういう思いであります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町長が言われましたように、6名の方がですね、非常に頑張って町をきれいになされております。今度また、空調服とかの予算もありましたとおり、やはりあの人たちがですね、非常に頑張ってるおかげで、町の公園なんかもきれいになっております。町長が言われましたようにですね、今後上に上がる機械とか、そういう設備をですね、ぜひ充実させながらですね、もう区役辺りでですね、もう高齢化でする人もだんだん減っていきますので、ぜひですね、そういう資機材もですね、充実させながら、町道の安全をぜひ守っていただきたいというふうに思います。

そしてですね、私は一番いいのは、町の巡回バス、これにですね、あの人たちが誰か責任者が乗って、触るようなところをチェックしていくと、そしてそこを切っていく、そういうこともですね、大事というふうに思いますので、ぜひその辺はどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 坂本議員の質問にお答えします。

巡回バスのほうからですね、保健こども課を通じまして、そういった車に接触するような場所は毎回教えてもらうように連携を取っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 巡回バスもですね、ドライブレコーダーとかですね、そういったやつもついついと思いますので、そういったやつでも確認しながらでもですね、ぜひ通行の安全を保っていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 14ページ、下のほうの衛生費、交流センター運営費の中の説明のですね、高圧ケーブル等修繕料199万1,000円、約200万の予算の説明をちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

こちらのほうにつきましては、まずですね、高圧ケーブルのほうですね、こちらのほうが一応80万円以上かかるというふうな部分と、あとは高圧設備を受け入れる機械のほうですね、こちらのほうも老朽化しておりまして、こちらのほうがまた110万ほどかかるといった見積りになっております。以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） ケーブルのほうが100万ぐらい。

（80万、88万です。）

その修繕というのはどういう修繕なんですか。交換ではないわけ。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

こちらのケーブルにつきましては、劣化に伴う交換です。機械のほうもですね、劣化に伴うものになっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 高圧線が来てるわけでしょ、それはもちろん当然屋外でしょうけど、そのセンターのエリアの中の高圧線ですか。それとも、変圧器からこう来るのであれば九電の管轄ですよ。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

こちらにつきましては、交流センターの中にですね、入ってくる線で、当町で修理を行うようなケーブルになっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 場所も高いところなんでしょうけど、それは常時通電しているところですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

こちらですね、常時通電しておりまして、今回ですね、交換をしておかないと、もしですね、これが何かあった場合は長期間の停電になる可能性があるというのと、もともとですね、今これが、物がなかなか入ってこないというふうな状況になっておりますんで、こちらの交換をですね、補正で上げております。以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 何でしたか、質問は何でしたかというのはですね、今ほら、ケーブル類の盗難が多いじゃないですか。だから、ひょっとしたら修繕というのは盗難に遭ってね、交換するのか、あるいはそれをやるのかなと思ったからね、質問したんで、常時通電であれば危ないから盗難も遭わないんだろうけど、それもまた交換であればね、高いところだからいいけれども、それと似たような中で、ケーブルとか、いろんな、例えば交流センターだからいろんな人が来ますけど、あれ何ちゅうんだっけな、グレーチングじゃなくて、溝にかかっている蓋とかね、ああいいう盗難なんかの被害というのは今のところないですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

ふれあいの丘関係でですね、そういった盗難があったというふうな報告は受けておりません。以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、13ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、これが説明でいきますと、社会福祉総務費の子ども医療費助成システム改修委託料140万8,000円、その下に3目年金事務費、説明でいきますと、国民年金事務費、育児期間中保険料免除に伴うシステム改修委託料52万8,000円ということで、このシステム改修料が、上段の社会福祉総務費の金額と下の国民年金事務費の改修費の金額があまりにも差が出てますけど、その説明をお伺いします。

それとですね、関連質疑になりますけど、16ページ。

ただいま坂本議員からも質問がありましたけど、8款土木費に、2項道路橋梁費の1目道路維持費、ここで道路維持費で、町道伐採の工事計画ということで上がりましたが、町内で大変なほら数の各地区のほうから町道伐採の要望が出てると思うんですけど、それに対して、その各地区の要望に対して、順序等を建設課のほうで組んでおられますか、そこを伺います。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 4番、狩野議員の質問にお答えいたします。

まず、社会福祉子ども医療費助成システム改修委託料につきましては、マイナンバーカードを使いまして、自治体の医療費助成などの情報を国、自治体、医療機関の間で、オンラインで資格

確認をするシステムの改修になります。以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） いや改修費は分かるんですけど、何でこの金額が上段の説明欄と下段の説明欄で、金額ははるかに違うのか、そこをお尋ねしてるんです。システム改修費の金額があまりにも差額があるから。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、村上貴光君。

○町民生活課長（村上貴光君） 国民年金のシステム改修費の内訳について御説明いたしますが、国民年金は今回免除、育児免除が開始するに当たり、国民年金の事務のやり方としては、基本的には受付業務が多いんですけれども、今回も町で受付をして、社会保険事務所に書類を転送するという、提出するという流れになってきますので、その事業の、システム改修幅は、今回は保健こども、福祉システムのほうと比較しましても、軽度な作業になってくると思われます。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、システム改修は課のほうで、いうなら、この受付の件数、その改修が少ない、多いでこの金額が出てるんですか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

そもそもシステム自体が違いますので、金額のほうが変わってきております。以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） そのシステム自体が2つの課で、それぞれ違うシステムということで、システム改修費が、金額が変わってくるわけですか、はい、分かりました。

それでは、関連質疑のほうで。

○議長（松尾純久君） ちょっとお待ちください。まだ答弁は求めてないんで。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

町道の伐採の順番ということでしたけれども、町道についてはですね、1級、2級、その他と、その都度ランクがありますので、それと交通量に合わせて各課内で検討しながら順番を決めております。以上であります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 例としてですね、玉名市は市道脇の伐採に伴い、市の広報紙で各住民へ、市民へ4メートル高さまでの町道脇の伐採を行いますから、地権者の方がもし言うなら、要望とか、切ってはいけないとか、そういったことがあれば、玉名市役所の建設課のほうに連絡くださいという、チラシを全市民に配布してあるんですよ。玉東町も町道脇のこの山とか、やっぱり、土地、地権者がいますから、そういったお知らせを周知する方法も玉名市に見倣って、したほうが私はよいと思うんですよ。

その周知をしないと、ただ伐採したら今度はその地権者から、もし訴えられた場合は無断で土

地に侵入するという地権者の財産を無断で伐採したということで、こういったトラブルが起こるわけですね。

やっぱり、そこを行政がちゃんと把握して、玉名市のようにチラシで周知を図り、その方法が一番よいと思う思われるわけですよ。建設課の方では、そういった周知方法は、考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に答えますけど、玉東町もちゃんとですね、広報紙でお知らせしてます。玉東町も広報紙でお知らせしてます。玉名市の広報ばかり見らんで、玉東の広報誌を見てください。

そして、伐採の順番というのは、緊急性を要するところからずっと順番に切って、さっきのシステム改修の値段は分かりやすく言いますと、大型車の車検と小型車の車検はこれ違うわけですよ、車検料は、それと同じ、システムが町、住民課と福祉課のシステムの機械が違うからこれ違うのが当然なん、そう理解してください。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは町長に伺いますけど、今の町道維持費の件ですけど、広報紙に載ってるのは私も分かってますけど、高さをどこまで切るのか、それがほら、玉東町の広報紙には載ってないわけですよ。

だから、玉名市のように4メートルの高さまで町のほうから切ります、伐採しますから地権者は許可をお願いしますと、やっぱり高さの制限もほら広報紙に加えないと、ただ伐採しますでは、その高さ以外のところを切ったらまた地権者から言われますから、高さ制限をやっぱりつけないと。ただ、伐採しますだけ知らせてはもう駄目だと思います。その見解は、町長はどう思われますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 狩野議員、よく聞いとって、広報紙でやるのは自分のものは自分で切ってくれということ、それが基本。もう地権者がおらんとこなんかは、どこに行ったか分からんとか、そういうところを高齢者とか、そういうのはもう切ってくれと言われるときは切ってやるわけや。できるだけ自分とこで、はみ出すところは切らないかと、それが基本。

高さも大型車が4メートルか、大体駐車場なんか規制があるのは大型車そういうところが上は木切らんときは教えてくれと、そういうこと、はい。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 道交法で言ったら3.8メートルです。玉名市の場合はその上の4メートルを伐採するから市民に了解を呼びかけているんですよ。地権者が町長が言うように地権者が切るのはもうそれはもう当然ですよ。けど、地区の区役等で、もう切る範囲ももう限られて、もう高所作業車を持ってこないと切られない状態に今なってるんですよ。

町として伐採計画が、そのどのような順序で策定をされているのか、もう昔からもう要望出してるけど、いつまでも町が切ってくれないと言われるからですね。私は一回、この前、夏祭り、夏祭り実行委員会とき、ある建設業者にお尋ねしたんですよ。建設業者のほうで高所作業車を

入れて伐採を区役の前にしてもらえますかとお尋ねしたら、それはできますよと、町の補助金もう金額が決まってるから、この補助金内で何メートルぐらい切れるねと聞いたら、多分五、六メートルでしょうねと、それじゃどうも部落の負担が大きくなるからですね、やっぱりこれは町行政でやっぱり伐採計画を立ててもらわないと。

そういつて建設業者も伐採はできると言ってるんだから、やっぱり補正予算を組んでからでも、この伐採計画をどんどん推し進めるのが行政の務めだと思うわけですよ。そこはどう町長は思われますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員、よく聞いてください。先ほどそういう高木を伐採する予算を組んどったですよ、ああいう形でずっと町はやってるわけです。狩野議員が心配されるようなことはないわけ。何が言いたいのかね、大体、全部やっとするわけよ。そのことをね、理解してもらわんと、ただね、自分で思ったこと言うてもらっちゃ困る。ちゃんと現場はね、予算化してやってるから。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町長、私は今回、関連質疑で尋ねてますので、この件はですね、初日、一般質問でも出しました。浦田地区の町道整備拡張拡幅工事、その件も言いましたけど、その浦田地区の町道脇の竹山がもう倒木とか、何かが管理が町行政がしてくれないために何回も要請かけてもしてくれないために、事業所が倒木の伐採とか、町道浦田線のところを管理を事業者で今現在行っているんですよ。何回も町に要望を出しても、事業者が通り道だからやってくれと、町がそういう回答だもんで事業所も呆れているわけですよ。何で町道で、町道管理者が町行政なのに何で事業所が町管理、町道管理をしなくてはいけないのかと、そこを事業所も困っておられますので、ぜひ町長、浦田地区の町道管理も行政で行いますと、今日断言してください。どうですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

断言できません。狩野議員が一業者から言われたり、個人から言われたりしたようなことはできない。ちゃんと行政協力員、嘱託員、この方からお願いがあつてます。そういうところから優先してやってる。あそこはダンプ道路と言われて、やっぱりダンプを利用する人がね、やっぱり気づいてやらないかん。そういう姿勢を業者も持ってもらいたい。以上。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 浦田地区からも要望書は町に対して、町道管理を要望書が出てると思うんですよ、建設課のほうに、やっぱりそんな要望書が住民からも出ると、それに対して行政が町道管理を行ってくれない。それはちょっとあまりにも不公平さは私はあると思いますが、それでも町長は町道管理は業者、事業所にお任せする考えですか。

○議長（松尾純久君） そろそろですね、質問時間、質疑時間も超えようとしております。そろそろまとめてください。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に答えますが、先ほども言いましたが、区長、囑託員や今行政協力員、この方々から要望が出ている分は、町も積極的にやっています。それ以上するということですか。やってること以上に。

（やってることを理解してもらいたい。）

（そこじゃない。）

（まだいいですか。）

○議長（松尾純久君） 最後にしてください。4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町長そうではないですけど、もう浦田地区、採石場の事業所からは、玉東町役場のほうで、町道だから管理をしてくれと、事業所から町道を何で管理をしなくてはいけないのか、そこを事業所浦田地区の住民からも言われて要望書が町のほうに出ているんですよね、とにかくあそこが山で、竹が倒れたり倒木があるもので、ダンプも通る、離合できない箇所もあるから、大変危険な状況になるから、町行政のほうで道路管理をお願いしますということなんですよ、町長。そこを町長もうちょっと考えてもらって、町行政で道路管理をしてもらいたいという話ということで。

○議長（松尾純久君） よろしいですか。4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

しばらく休憩します。午後は1時より再開。

休憩 午後0時12分

再開 午後0時59分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8年度の一般会計補正予算の審議中でしたが、再度質疑者を求めます。質疑はありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません。15ページの6款農林水産業費、1項農業費の中の農業、説明文の農業総務費、農業機械等補助金、町単独ということで240万の補正がなされております。もともと500万の予算だったと思います。740万になっておりますので、この中でどのような機械を申請されておられるのか、多い、そして、年代的にはどのような方たちが多いのか。よかったらよろしくお願いします。

それと、農業振興費のですね、5目の農業振興費、先ほど坂本議員が質問をされました。ここをちょっと私もこの部分を調べてみたときに、何かポイント制とかなんとかということもあっておりました。そういった項目については全くないわけですかね、その点よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） まず、5番、坂村議員の最初の御質問にお答えいたします。

今回240万円の機械、農業機械等補助金の補正を行っております。もともとですね、最初、500万円の補助金を組んでおったんですけども、この500万円につきましてはですね、先着5名の

方、こちらの方がですね、中の3名の方がですね、SSを2台とトラクター1台という補助上限のですね、150万円に達するような大きな機械の購入がありましたので、その5名の方でですね、今回一旦500万円の予算に達したところです。

それ以外にもですね、9名の方がですね、機械の補助を申し込まれておりまして、合計でですね、240万円ほどが不足しておりましたので、今回9名の方向けの補正を行ったところでございます。

年齢層につきましてはですね、すみません、正直調べておりませんけれども、ほとんどの方がですね、機械の単純更新にですね、ある機械が古くなってきたので買い換えるそのような方がほとんどでございました。

続きまして2点目ですね。坂村議員のほうからも御指摘がありました。この制度につきましてはですね、おっしゃるとおりポイント制になっております。個人ごとにですね、取り組む内容につきまして点数をつけまして、その点数上位の方から選ばれるような仕組みとなっております。このポイントの主なですね、点数なんですけれども、法人化とかですね、あとはその研修ですね、最初農業大学校などで研修を受けられた方につきましてはですね、ポイントがたくさん与えられる結果となっております。

今回ですね、実はこの事業自体がですね、まだ全国的に周知のほうができておりませんで、前回の募集の際にはですね、ちょっと聞いた話によりますと、全員募集された方につきましては採用されたという話を聞いております。今回もですね、1人、募集されたんですけれども昨日、県のほうからですね、内々でですね、この方も採用されましたというふうなお話をいただいたところではございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません。課長、私ちょっと聞き漏らしました。なかなか耳が悪いものでですね、申し訳ないです。確認が、先着5名という方の中でSSが3名だったですかね、SSが。2名、すみません。こがんあるけんいかんとですよ。SSが2名で。

（トラクターが1名。）

トラクターが1名。トラクターが1名。

（SSが2名、トラクターが2名でこの方たちが補助上限の150万ずつぐらいをちょっと。）
3名で。

（450万円相当まで補助金を使ったような形になります、500万円のうちの。）

先着5名というのは、その一つの、この町の枠ですか。これ3名で400、やがて500万ぐらいにいったということですよ。あと2名の方は漏れたと、ということですか。その方たちも含めてあと9名の方たちが申請をされたら、それで不足分の240万を補正されるということになりますかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

この機械の申込みにつきましてはですね、今年の4月13日から募集の開始をしたところです。その4月13日のですね、もう8時半の前にはですね、ちょっと行列のような形でできておりまして、その行列の中の最初の5名の方がですね、こういった機械の申込みをされまして、もう行列の途中でですね、もう今年の予算が終わってしまったような形となりました。

それ以降もですね、当然希望される方がおられましたので、その希望者の方、4月いっぱいのお申込みに関しましてですね、今回補正の予算措置のほうをさせていただいているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません。本当ありがたい、農業者にとっては非常にありがたいような、町でそういった予算を組んでいただいているというふうに私は感謝をいたします。これも町長の肝煎りだったというふうに思っておりますので、農業者にとっては非常にありがたい予算と思います。

今回は240万で、これ以上増えるってことは、町は考えておられますかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

もともとこの補助事業につきましては、予算の上限500万円に達しましたら、受付を終了いたしますという旨のですね、周知をしているところです。ちなみにですね、令和7年度につきましては、全部でですね、17名の方の申込みがありまして全体としては410万円ほどで済んでおります。前回は500万円の予算を組んでおったんですけれども、7年度につきましてはですね、予算残がありました。以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 分かりました。ありがとうございました。非常にこういった予算のですね、利用されてやられる農業者の方というのは非常にありがたいことで頑張っていたきたいというふうに思います。この件については終わります。

それで、坂本議員が質問をされました新規就農者育成総合対策事業というの中の世代交代円滑化タイプの補助金ということで730万、新規就農者という枠は別にあんまり捉われなくても、ただ世代交代円滑化というふうに捉えてもいいわけですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度以降にですね、世代交代、例えば親子継承ですね、された方も含まれますので、あくまでも令和5年度以降にその申請人の方が農業経営を開始されたのであればどなたでも対象になります。以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 基本的に私たちの認識からしますと、世代交代というのは、例えばそれまで農業者連携に係っておられる方、つまり、親が65歳になったときに後継がおられたときにはそういった経営継承という方で、強制的にせざるを得ないようなときだったんです。

今は個人年金という形に変わってきておりますので、70から始めようが、75から年金を所得しようが、それはもう別に問題ないわけですが、そう考えたときにですよ、例えば親が若くて、どうしても機械を欲しいんだと、こういったSSだろうと思いますよね。じゃあほかの制度ではなかなか難しいと、こういった補助金をもらえるのが、じゃもう農業者年金にも関わってないし、そういう縛りはないし、早く息子に3条でも継承しようかとなったときに、ほかの今先ほどの要件を満たしていれば、それは当然この申請枠に入る。先ほどポイントというのをちょっと申しあげましたけれども、そういったのが何かあって難しいのかなというふうにもそのちょっとですね、部分を読んだときに、なかなか難しいのかなというふうに思っておりましたが、今先ほど、今回はその1名の方も認められたと、内々の内示があったということですよね。

つまり、今年はそういうふうにポイントは関係なく、じゃあ来年からちょっと人間が多いから多くなってきたら、ポイント制にしますよと、そういうふうに考えてもいいわけですかね、それは、そういうふうになりますかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

議員のですね、お考えのとおりですね、今回はたまたま募集人数が少なかったがためにですね、全員採用という形にはなりませんでしたけども、国の予算につきましてはですね、結構少額といいますか、全国的に見れば足りないところがあるかと思いますので、来年度以降はですね、そういった形でポイント上位者の方から選ばれていくこととなっていくと思います。以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それに加えてもう一点。

ほとんど農業者というのはなかなか厳しいと思います。一般質問でも私は申しあげましたが、これ玉東に限らず全国的な問題なんですよ、新規就農者が非常に少ないというのは。もう今でも言われております、いずれなくなるだろう、おらんごになるだろうと、そういった中で、国は予算を設けておられます。

もし、少ないような環境の中でいったら、ポイントは少なくとも、例えば玉東だったら難しい、そのポイントが取れないというような状況の中でも、予算さえ余るような感じだったら取れていくというようなことでよろしいですよ、その点は。今年みたいな形の採用、要するに採用されたとポイントが少ない、あるいは申請者がやっとできた補助金であって、令和5年からできた補助金であって、浸透していなくて結果的に募集される方が少なかったと。その中で玉東も今回は採用されたと、これから先どんどんどんどん後継者、そういった新規就農者という形が少なくなっていく。国は予算をそのままずっとその予算で行かれたら、そのポイントなんて関係なく採用されるということになってきますよね、総合的に課長の考え方は、どういうふうな形で思っておられますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

議員のお考えのとおり、予算のある範囲内ではですね、国のほうも精いっぱいですね、新規就農者の支援のほうをしていただけたと思います。予算ですね、先ほど、どうしても予算が足りなくなるときにはですね、そういったポイントのほうで判断されるのではないかと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 分かりました。いやもうこれで終わります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ページでいきますと、17ページ、款土木費、項住宅費で、右側の住宅管理費560万の減額というところで、説明によります、ちょっと私が間違いか、聞き落としたかもしれませんが、補助の申請をしていたが、減額されたのが560万だったのかなというふうに思いますが、これ工事する場所、修理するところがドアということだったんですけども、これ猪鼻団地のどれくらいの玄関といいますか、玄関って限らないわ、であってまた減額されたことによって何か影響があったか、工事が全部終了してたらそれでいいんですけども、もし終了され、まだ修理できてないとか、そういうふうなことがあるのかどうかというのも答弁いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

この事業はですね、猪鼻団地の玄関ドアの改修工事と手すり設置工事となっております。昨年度より実施しておりまして、今年度は16戸分を要望しておりました。ただ、先ほどですね、交付金が減額されたことによって560万円減額しておりまして、それによって16戸から10戸、今年度改修する計画となっております。以上であります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ということは、後の6戸に関しても今年度申請されて修理をするという計画になったというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 清田議員の質問にお答えします。

残りの分はですね、来年度要望していく予定になっておりますというのがですね、全体で50戸猪鼻団地ありまして、昨年度8戸済んでおります。残りの42戸を今年度から順次やっていくようになっておりますので、今年度はそのうちの42戸のうちの10戸分を施工するという計画になります。以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） すみません。じゃあ今始まったばかりだったということですけど、これから随時されるということですけども、少しでもですね、早く玄関ということであれば、少しでも早く修理ができますように、この後、頑張っていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第39号 令和8年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第9、議案第39号「令和8年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） それでは、よろしくお願いします。

議案第39号を御提案いたします。

予算書のほうは1枚おめくりください。

議案第39号、令和8年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,659万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和8年6月10日、玉東町長。

第1表、歳入歳出予算補正、こちらは補正のある項目のみ御説明をします。

歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金52万8,000円を追加します。

7款繰入金、1項一般会計繰入金54万5,000円を追加します。

歳入合計、補正前の額に107万3,000円を追加し、8億4,659万円とします。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費105万6,000円を追加します。

5款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費12万9,000円を追加します。

次のページをお願いいたします。

9 款予備費、1 項予備費11万2,000円を減額します。

歳出合計、補正前の額に107万3,000円を追加し、8 億4,659万円とします。

6 ページをお願いいたします。

2、歳入、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目介護保険制度改正に伴うシステム改修事業52万8,000円の追加で、システム改修に伴う2分の1補助になります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業1 万7,000円の追加で現年度分の給付費の増加に伴うものです。

4 目その他一般会計繰入金52万8,000円の追加で、内訳としまして、2 節事務費繰入金52万8,000円になります。

次のページになります。

3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費105万6,000円の追加で12節委託料105万6,000円の追加になります。

5 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、2 目総合相談事業費12万9,000円の追加で会計年度任用職員の通勤手当の増額になります。

9 款予備費、1 項予備費、1 目予備費11万2,000円の減額につきましては、歳入歳出合計を予備費で調整をしております。

次ページ以降は給与明細書になります。説明は省略しますので御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第40号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） よろしく申し上げます。

議案第40号について御提案いただきます、させていただきます。

工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月10日提出、玉東町長。

工事の名称、木葉小学校校舎・旧給食棟外壁改修工事。

工事の場所、玉東町大字木葉地内。

契約金額、6,050万円。

相手方、熊本県玉名市岱明町野口908番地の1。

株式会社久保組、代表取締役、久保 勝。

契約の方法、指名競争入札。

提案理由といたしまして、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案いたします。

お手元の資料、2枚目に添付しております資料が、本工事契約の請負仮契約書でございます。去る5月1日に入札を執行し、5月8日付で仮契約を締結いたしました。

続きまして、工事の概要を御説明いたします。

木葉小学校校舎及び旧給食棟におきまして、外壁等の随所に経年劣化が見受けられる状況であります。そのため、躯体の劣化を防止し、施設の長寿命化を図ることを目的として、塗装及び防水工事による改修を実施するものであります。

工期につきましては、令和8年9月18日までを予定しております。

以上、御提案いたします。

慎重審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 工事の名称の中に、木葉小学校校舎、点を打って旧給食棟外壁改修工事となっておりますけれども、校舎のほうも何かあるんですか。もし給食棟のほうだけであれば非常に高いような気がするんですけども、その下に指名競争入札とありますけれども、何社参加されたのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

名称としましてはこうになっておりますけれども、小学校の校舎及び旧給食棟の両方の改修でございます。

指名につきましては、6社だったと認識しております。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ校舎側が幾ら、給食側が幾らって分かれば答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） すみません。その校舎棟、給食棟に分けての金額については、すみません、ちょっと資料を持ち合わせておりません。以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 今、答弁を求めますか。それとも、どうします。求めますならば、休憩しますけど。

○7番（林 和廣君） 後でいいです。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 後で教えていただければ結構です。

給食棟だけではえらい高いなと思ったもんだから質問しました。

それからですね、6社競争入札参加。私の記憶では、この久保組さん。

（今建設課長から5社。）

5社ですか。分かりました。今までの記憶ではですね、久保組さんというのは初めての参加じゃないかなと思うんですけども、入札の額ね、金額、と逆にもう一つは久保組さんの得意分野というかな、技術が必要であったのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 林議員の質問にお答えします。

指名競争ですね、入札するときには、先ほどの稲佐の団地の復旧と同じように、金額に応じて建築業者のランクによってですね、業者を決めておりますので、そのランクがこの近傍のですね、玉名地域でランクがですね、よって金額によって、この業者を選定したところでございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 久保組さんは、初めての参加でしょ。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 林議員の質問にお答えします。

指名競争入札につきましては、何度か入札には参加されています。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 私の記憶にだけ頼って申し訳なかったんですけども一応確認だったんですけど、もう一つ、原点に返って聞きたいのが、指名をいただこうが、いただくまいが、指名願いつちゅうのは何社も来ますよね。大体、関係部署にはどのくらいの会社の数が来るんでしょうか。

○議長（松尾純久君） どの工事を指してるんですか。どの工事を指して言っているんですか。

○7番（林 和廣君） 例えば、どの工事というよりも、例えば建設課の部署ではどのくらい来るのかなと思う。

○議長（松尾純久君） これは今外壁の工事額の指名ですから、ちょっと枠が離れてますけども、大体の平均でよかならば答弁させます。

建設課長、清田善雅君。

大体趣旨がちよつと違ってますからね。

○建設課長（清田善雅君） 工種がですね、土木工事とか、建築工事とかそれぞれありますので、県、玉名管内、県内また、日本全国ですね、指名願ひ出されますので、特に何社というのはちよつと把握はできてませんけれども、土木だけでも数百はあったと思います。以上です。

○議長（松尾純久君） 数百社。

7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 少しちよつと踏み入り過ぎましたけど、何で聞いたかというのは、今日かな、初日かな、誰かが聞いた質問に町長がAランク、Bランクとこういうことがあったもんだからですね、その辺をちよつと確認して、疑ってるわけじゃないんですよ。確認したくなるよね。

後で教えていただくときに質問はしますけれども、イメージがね、6,000万もというのは非常にイメージとしてありますから、そのときに質問しますが、全体、この予算書に対しては、これで終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 木葉小学校校舎及び旧給食棟外壁改修工事という工事名ですけども、木葉小も相当建築以来年数がたってきた関係で、屋上からの漏水ということもこれまであったんですけども、今回のその外周工事の中にそういうところは含まれてないかと。

それから、旧給食棟外壁とありますけども、この旧給食棟、これについては今後、何に使うというような目的が決まっていますか。そこ2点をお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

外壁改修及び屋根につきましては数年前に吹き替えをしております、防水、そのほか陸屋根部分の防水工事も含んでおります。

給食棟につきましては、給食のほうで共同調理場で調理をし、それを各学校に配送し、この旧給食室棟のほうで保管をしている形になっておりますので、今後もそのような形でそこに子供たちが取りに行くような感じになっておりますので、調理場からつくった給食をその旧給食棟に置いといて、そこから子供たちが給食を取っていくという形で利用をしておりますので、今後もその計画でございます。以上です。

（分かりました。）

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、建設課長にお尋ねなんですけど、1枚目の指名競争と、競争入札、この入札率のパーセントをちよつと知りたいし、質問いたします。

それと、2ページの仮公共工事請負契約書、これができてますけど、まだ総務・経済・建設委員会のほうにはこういった契約書の工事内容の設計とか、そういった事項はこれから説明がある

と思うんですけど、この6,500万の請負代金について、一番その競争入札率それをお伺いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の最初の質問にお答えします。

落札率ですね、落札率につきましては98.24%となっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 98.24、すごい数字ですね。東大合格率のパーセントですね、これは98%以上ということは、すごい計算方法、入札率がこの数字で示されましたですね。また、今後総務・経済・建設委員会のほうで、設計等、内訳の説明はありますか。

○議長（松尾純久君） ちょっとお待ちください、それ建設経済常任委員会の議会の問題ですから、それは後で委員長と交渉をしていただければ、説明はあると思いますが。そういうことです。建設課長に云々というのはありません。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私も委員会の副委員長として、この工事請負の内容をやっぱり委員会のほうに説明をしてもらいたいから、総務・経済・建設の委員長を通じて今後説明を建設課のほうからしてもらいたいと思います。

○議長（松尾純久君） 要請があればということで。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の質問にお答えします。

建設課という話ですが、これ自体は教育委員会の事業でございますので、そういう要請がありましたら、教育委員会事務局のほうと話し合って進めていきたいと思います。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 教育委員会のこの件は議案なんですけど、説明のときはぜひ建設課長も一緒に同席されて、内容の説明を、趣旨説明をよろしくお願いします。以上です。

○議長（松尾純久君） 委員長、それは頭に。

4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第11 同意第5号 玉東町教育長の選任同意について

○議長（松尾純久君） 日程第11、同意第5号「玉東町教育長の選任同意について」を議題とします。

議場に狩野輝幸がいますので退席を求めます。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 同意第5号、玉東町教育長の選任同意について。

玉東町教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月10日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字二俣19番地1。

氏名、狩野輝幸。

生年月日、昭和27年11月7日。

提案理由、玉東町教育長、狩野輝幸氏の任期が令和8年7月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

4月1日から今日まで教育長を務めていただいておりますけど、何ら問題はありませんでしたので、再度選任をお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

狩野輝幸君の退席を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時59分

○議長（松尾純久君） 挨拶をお願いいたします。

教育長、狩野輝幸君。

新任されましたから、その新任の挨拶をお願いします。

○教育長（狩野輝幸君） 就任というか、承認いただき本当にありがとうございます。これからも、玉東町の子供たちのために、とにかく町発展はこの子供の力と思っていますので、これからも必死で頑張っていきたいと思います。

私の心情としては、明日も行きたい学校と子供たちが思うような、とにかく先生たちも、明日も行って子供たちのために頑張るぞ。そういう学校づくりであります。先生たちをお願いしているのは、いつも子供たちのいいところを3つは見つけとってください。そして、いつも褒めてください、褒めて育てるのが一番だと思っています。

私自身も、やっぱりいろんな方から褒められながらというか、一番褒められてうれしいのは、子供たちから先生の授業は分かりやすいか。そして親からは先生、いつも子供が先生の授業は分かりやすくと言ってますよ。もう極めつけうれしいのは、先生よければ来年も担任してください。もうこう言われたときは涙が出るほどうれしいです。

ですから、やっぱり子供たちに好かれる先生であってほしいし、子供たちが朝からおはようございます。何か元気よく学校に行くそういう姿をこれからも見届けていければありがたいな。そのためには、地域の方々の力が必要だと思って、地域の方々が今日も頑張れ、目指してね、何か今日も頑張れよと言うと、はい頑張ります。帰るときは今日学校楽しかったかいと言えば、今日も楽しかったです。そういう子供たちが日々続けばいいかなと思っています。

昨日、中体連で中学校で中体連の推戴式がありましたけれども、もう子供たちの目は輝いています。よし自分のために、チームのために、学校のために、そして保護者のため、親のためにも、家族のために頑張るぞ、必ず優勝して帰りたい。そして私も言いました。努力は裏切らんけんね。これまでみんなは一生懸命あの暑い中に、そして寒い冬でも走り込みながら一生懸命頑張ってきたので、その結果が今度の土曜日曜、またその次の週にかけて必ず出るものと思っています。

この子供たちの目の輝きが薄れないように、私も必死で頑張りたいと思いますので、後ろに傍聴の保護者の皆様、地域の皆様、今後とも応援よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） これからも引き続きよろしくをお願いいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時4分

再開 午後2時10分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 請願・陳情の件

○議長（松尾純久君） 日程第12「請願・陳情の件」を議題とします。

請願 1 号、保健師の専門性を活かした適正配置に関する請願書を提出されております。

お諮りします。

私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目となっております。先の議会運営委員会で、請願第 1 号については、町民からの請願であり、審議することに決定しておりましたので、審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、請願 1 件は審議することに決定しました。

お諮りします。請願第 1 号については、会議規則第92条第 2 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、請願 1 件については委員会への付託を省略することに決定しました。

ここで紹介議員に対し、質疑はありませんか。

2 番、功刀圭一君。

○2 番（功刀圭一君） 一つだけちょっと質問させていただきたいと思います。

この本請願が提出された背景や、請願者がどのような問題意識を持って提出されたのか説明を求めます。以上です。

○議長（松尾純久君） 紹介議員の前田大樹君がおりますので、答弁席に着いて答弁をしてください。はい、どうぞ

○1 番（前田大樹君） 紹介議員の前田です。功刀議員の質問に回答いたします。

なお、本日は、請願者の方々が傍聴に来られてます。この方々がどんな思いで今傍聴席に座っておられるか、その思いを、声なき声を代弁させていただきます。

請願者の皆様は、現在、本町において、保健師が本来の専門性を十分に発揮できる配置となっているのかについて懸念を持たれております。保健師は、母子保健、高齢者支援、疾病予防、感染症対策など、地域保健の中核を担う専門職であり、その専門性が十分に活かされているかどうかは、住民福祉や行政サービスの質にも関わる重要な課題であると考えております。

また、本町においては、第10期玉東町高齢者福祉計画、介護保険事業計画、第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画、第 4 次障害者計画など、様々な計画が策定され、その実行段階に入らる中で、専門職の配置が今後の事業推進や福祉施策の展開に影響を及ぼすのではないかと懸念を持たれております。

もちろん、人材育成の観点から、様々な部署で経験を積むことの重要性は理解するところですが、一方で、住民福祉の向上や計画の着実な推進という観点から、現在の配置がどのような考え方に基づいて行われているのか確認したいという請願者の思いも理解できるところであります。

そのため、本請願は、特定の職員の異動や配置変更を求めるものではなく、専門職がその専門性を十分に発揮できる体制となっているかについて、住民福祉の向上及び地域保健体制の維持・強化の観点から点検、検証を求めるものであります。

また、その結果や考え方について、町民にも分かりやすく示していただきたいという請願者の思いも含まれているものと理解しております。以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 今、前田議員のほうからですね、請願者の思いというのをね、聞かせていただき、分かりました。終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

に質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 本請願はですね、私も、はい、お疲れさまです。

本請願はですね、やっぱり保健婦という専門職をですね、違う部署に異動ということで、非常に私も危惧しておりました。具体的にですね、やっぱり住民へのサービスの低下、これが具体的にですね、あればぜひ答えていただきたいというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 請願者としては、既に重大な支障が発生していると断定しているわけはありません。しかしながら、保健師の専門性が十分活かされていない状態が継続した場合、将来的に住民サービスへの影響が生じることを懸念しておられます。

そのため、予防的な観点から点検を求めるものであります。ここで各請願事項について詳しく御説明をいたします。

まず、第1項の保健師の専門性を踏まえた適正な人員配置について検討することについてであります。請願者の皆様は、専門職はその専門性を活かしてこそ価値を生み、その知識や経験が十分に活かされなければ、住民サービスや行政運営にも影響を及ぼす可能性があると考えておられます。その背景の一つとして、本年4月の人事異動により、地域保健や福祉分野で長年住民と深く関わり、各種計画の策定にも携わってこられた保健師が異動されたことが上げられるものと認識しております。そのため、現在の配置が専門職の能力や経験を十分に活かせるものとなっているのかについて、検討を求めているものであります。

次に、第2項の地域保健体制の維持・強化の観点から、専門職の配置状況を点検することについてであります。本町では、先ほどお伝えしたような様々な計画が進められております。そうした中、福祉行政の現場を知る立場の方々からも、これから私たちだけでしっかり進めていけるだろうか。計画を着実に実行していけるだろうかといった心配や不安、事業推進への懸念の声も伺っております。

請願者の皆様は、そのような声も踏まえ、専門職の配置状況について点検を求めておられるものであります。

最後に、第3項の住民の健康増進施策に支障が生じない体制を確保することについてであります。

す。先ほど申しましたとおり、本請願は、現時点で具体的な支障が発生していることを前提とするものではありません。

しかしながら、町民の方々からは、なぜ異動されたのだろうか、高齢者のために一生懸命頑張っておられた、異動されて寂しくなったといった声も寄せられております。まさに、この今の傍聴者の数、これがその表れだと思っております。

これらは単に個人に対する親しみというだけではなく、住民が地域保健活動や福祉施策に大きな関心を持ち、専門職との信頼関係を大切に考えておられることの表れであると受け止めております。

そのため、支障が生じてから対応するのではなく、将来にわたって住民サービスに影響が生じることがないように、あらかじめ体制について点検、検証していただきたいという趣旨であります。以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 分かりました。丁寧ですね、説明で非常に分かりやすかったです。私もですね、やっぱり保健婦という仕事。

（保健婦じゃなくて、保健師。）

保健師という仕事、やはり玉東町はですね、福祉をうたう町です。子育て支援、そして高齢者、介護いろんな分野においてですね、保健師の仕事は、広範囲わたってですね、長年の蓄積が及びます。ぜひですね、この請願を通じてですね、きちんとした人事配置がなされることを望みます。終わります。

○議長（松尾純久君） 次に、4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは紹介議員の前田議員に質問しますが、この請願書、署名出される方5名が署名されてますが、この請願書の文章からして、この保健師とこう書いてありますが、これは保健師ではなくて、玉東町一職員だから、保健師という名前をここに上げたら、もう当然、一個人の名前が分かってきますよね。こういった書き方はちょっと個人のプライバシーを損害するから、こういう方は私はいかなものかと思います。

それと、人事権は、行政のトップ、玉東町は町長に人事権はあるわけです。それを熟知して、この請願を紹介議員である前田議員は、把握してからのこの請願に署名をしたわけですか。そこをお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 紹介議員、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 狩野議員の質問に回答いたします。

まずですね、保健師がまず狩野議員が何人いらっしゃって、何人ぐらいどこにどう異動されたのか、それを把握されているのかどうかは分かりません。しかし、本請願はですね、特定の職員の異動そのものを求めるものではありません。専門職がその専門性を十分に発揮できる体制となっているかを検証していただきたいという趣旨であり、特定職員への人事異動への介入を求めるものではありません。

そして、人事権が町長に属することは十分承知しております。本請願は人事権の行使そのもの

に異議を唱えるものではなく、専門職配置の在り方について点検、検討を求めるものです。もちろん最終的な判断は執行部に委ねられるべきものと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 答弁はそうなんですけど、文章からして、この保健師等をうたっているから、これは保健師は玉東町役場で雇っている職員となっている。一職員なわけですよ。ここで保健師等文字を入れたら、もう誰なのかってすぐ分かるでしょう。今現在保健師が玉東町に何名いるか、それも私はある程度把握はしてます。ということはこの保健師の異動があったということで、もうどなたが異動があったのかと、そういったのはもうこの文章からして取ることができます。

こういった一役場職員がその部署の名前を書く自体が私はいかかなものかと、一職員としての専門性を活かしたという文言に変えるべきじゃないか。そこを何で前田議員は、この署名の方5人に問わなかったんですか。そこを前田議員にもう一度質問します。

○議長（松尾純久君） 紹介議員、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 狩野議員の質問に回答いたします。

確かに、行政には様々な専門職の方がおられます。ただ今回の請願は、請願者が特に地域保健行政に関心を持ち、保健師配置について問題意識を持たれたことから提出されたものです。他の専門職の適正配置の重要性を否定するものではありません。以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではですね、この請願書が議長宛てに出た時点で、保健師さんと書いてあるから町条例には、文教厚生委員会のほうで、税務委員会のほうで、これは諮るべきじゃないですか、委員会として、こういった請願が出ましたよと、文教・厚生・税務のほうの委員会のほうで、一回ぐらい諮った経緯はありますか。

○議長（松尾純久君） 紹介議員、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 狩野議員の質問に回答いたします。

その経緯は聞いておりません。ただ、本件は住民の皆様が自らの意思として、議会に届けられたものであり、そこに請願制度を利活用された意義があるものと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町条例にちゃんとこう書いてあるんですよ。玉東町条例の第1章で、その中の第2条に、厚生・文教・税務委員会5人は、戸籍社会福祉保健衛生、介護、医療、教育、税務等に関する事項を常任委員会として、諮るべきと。何でこれ請願書が出た時点で、この委員会で諮らなかつたんですか。それ情報はもう請願書が出た時点で分かっているでしょう。何で諮らずに、すぐ議運のほうに提出したんですか、そこがちょっと手続上おかしいと思います。どう思われますか。

○議長（松尾純久君） 紹介議員、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 答弁いたします。その手順の分でおかしいか、おかしくないかと言われ

れば私はおかしくないと思います。ただ、実際にそれを議長に上げました。議長が議運で諮られました。その際に狩野議員は何もおっしゃられなかった。もしここでそう言われるのであれば、議運で言うべきです。ここで言うことではないと思います。以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私も事前にはこの請願書の提出は知らなかったし、議運で高瀬事務局長が読み上げて話されたんですけど、内容的には私もちょっとこの請願書おかしいなと、何を言いたいのか。

（なぜそこで言わなかったんですか。）

何をそこで言いたいのかと、何を伝えたいのかと、請願書の内容としましては、こういった人事異動があったというならば、過去の事例も書き入れて、過去はこういった人事異動があった。今回はこういった人事異動があったとそういった過去の事例も書くべきじゃないですか。それを前田議員も皆さんからのこの請願書で、問わなかったんですか、過去の事例については。

○議長（松尾純久君） 紹介議員、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 回答いたします。過去の分に関しては請願者の方々がそこは疑問に思われてないというところで、私のほうからは深くは聞いておりません。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。そろそろまとめてください。

○4番（狩野勝次君） 今質問をした内容ですけど、一番はもう今現在条例を変えない限りはもう人事権はどこの全国の自治体も行政のトップが人事権を持っている。そこで、ほか副町長、市長がいれば副と話合いのほうで人事が決まる。玉東町はもう助役もいないし町長だけということ。はもう町長の任命権者はもう明らかであって、この人事に対する、いうなら今度提案が出されますけど、この検討をすることって書いてありますけど、この今から検討を図るように、この請願を出されたんですか。

○議長（松尾純久君） 賛成者、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 狩野議員の質問に回答いたします。

ここに立っていると執行部の方の気持ちがよく分かります。まず、何度もお伝えしているように、本請願は、特定の職員の異動や配置変更を求めているものではありません。求めてないんです。そこは、専門職がその専門性を十分に発揮できる体制となっているかについて検証をしてくださいというものであります。以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 前田議員にお尋ねします。

これから委員会に付託されるんですよね。

（しません。）

(委員会付託は省略することに決定しておりますので、これからはしません。)

(そうです。)

委員会には付託しないということ。

(そうですね。)

(しないということで、さっき同意してくれたでしょ。)

だから確認してるんです。

(確認もなんも、事項だから確認も何もありません。)

問題は、この保健師さんがね、もう承知であられると思うんですよ。保健師さんが自分がそのポジションに戻ればいいということではなかろうと思うんですよ。やっぱりこの方、自分のことで、これからいろんな若い人が職員となってくる。そういう人たちのための自分のテーマでされてもいいという覚悟があって、承知されたと思うんですけれども、もし。

(違う違う、本人が出してる訳じゃなかったけん)

それは前田議員から。

(私語慎んでください、質問、質疑中ですから。)

問題はですね、保健師さん、専門職をもとにもどすとゆうものも一つのテーマでありますけれども、人事異動が問題ですよ。だから狩野議員じゃないんだけど、その専門職、今回は保健師であれば、厚生委員会、もし人事異動であれば、総務委員会が絡んできますけれども、やはりこういうところに一度、付託すべきではないかと私は思います。

それから、この前、議運で討議なされたというのを議事録を取ってあったんでしょうかね、で戻ります。

○議長(松尾純久君) 紹介議員、1番、前田大樹君。

○1番(前田大樹君) 林議員の質問に回答いたします。

2点目の議事録というのはちょっと私のほうでは。

(ちょっと待ってください。議事録は議運でありますよ、ちゃんと。)

私、議運入ってないんで、そこは分かりません。最初に質問されたことですが、何度もお伝えしているように4月ですね、人事異動が一つの要因であることは事実であります、本件はその人事異動とか、その配置を変更してくれとか、そういうことを言っているものではありませんので、今現状が十分にその専門性を発揮できるかというところを求めているものであります。以上、答弁いたします。

○議長(松尾純久君) 7番、林 和廣君。

○7番(林 和廣君) この方の思いと、これからのこういうことがないようにするにはですね、客観的な人事配置の基準ですかね。ガイドラインの策定も、前田議員は求めたいという気持ちはあられるんですか。

○議長(松尾純久君) 紹介議員、1番、前田大樹君。

○1番(前田大樹君) 林議員の質問に回答いたします。

もちろん我々に権限があるのであれば、それはもう願ったりかなったりですよ、もちろん。

ですが先ほどもお伝えしたとおり、人事権は町長に属しておりますので、もう判断は、町長に委ねられるべきものと考えております。以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） この文章を見れば、相手先、今後の処理というのはもう町長になりますけどね。町長に通知をするでしょうね。その場合に、回答はどういう入れ方をされる。例えば、請願した5名の方と、紹介議員の前田さんに通知するのか、あるいは議会の問題だから、議会に報告書を出すんでしょうか、どこまで町長に求めていくんですか。

○議長（松尾純久君） 紹介議員、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 林議員の質問に回答いたします。

今後の流れですけども、一応こういう請願を提出してももちろん町長は今日も聞いておられますし、そこから何らかの検討をされるものと考えております。

その結果はそうですね、私の思いとしては先ほどお伝えしたとおり、住民にも分かりやすく示していただきたいとは思っております。その後、執行部のほうがどう対応されるかは私には分かりません。以上答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 正直言ってね、私も先ほど狩野議員が言ったように、過去の人事異動とかね、あるいは課長になって途中で退職したとかね、そういうのも含めて一般質問するはずだったんですよ。でもそれには、その辞めた人のいろんな個人でお話を聞かなきゃならないから、準備期間というときに、あなたがこれだしたからね、私は非常によかったなと思います。私ももし議員でなくてね、請願者にあんたもなってくれというなら喜んでなった。逆に私に相談があったなら私も紹介議員の連名でも、ぐらい、私は前のめりでね、よかったなと思います。

ただ、さっき言ったようにね、彼女の思い、これから先のことを一番願っておられると思うんですよ。あなたはやっぱり行政の一角を担うから取扱いというか、専門職で生まれるメリット、あるいはそれを除いたときのデメリットとかね、あるいは人事異動で契約圧力を精神的にパワハラ的なことがね、ならないようにって、多分あなたは望んでおられると思うからね。さっき言ったように、人事配置基準とかね、ガイドラインまで求めてもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。自席にお戻りください。それでは質疑なしと認めます。

請願第1号の討論を行います。討論はありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 請願者の趣旨と紹介議員と質問議員のただいま話をお聞きして、賛成討論を行います。

(ちょっと待って。) 討論、賛成討論・・・。

○議長(松尾純久君) いやいや逆です。討論というのは先に反対討論を行ってから賛成に入りますので、私が告知しなかったのは申し訳ないんだけど、普通、今まで議会は討論の場合は反対者が先です。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○3番(大城戸廣澄君) じゃ反対なかったら賛成、私いいですか。

○議長(松尾純久君) いやもう必要ありません。必要ありません。反対は誰もいませんので。

○3番(大城戸廣澄君) しかし、討論は一応、何で賛成するか討論させてください。

○議長(松尾純久君) それは認められません。

これで討論を終わります。

これから請願第1号、保健師の専門性を活かした適正配置に関する請願についてを採決します。

お諮りします。この請願を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

これで請願・陳情の件を終わります。

日程第13 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会)

○議長(松尾純久君) 日程第13、閉会中の継続調査の申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務・経済・建設常任委員会委員長、厚生・文教・税務委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出がありました。

お諮りします。本件については、それぞれ申出のとおり閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、申出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で、本日の日程及び会期日程の全てを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって、令和8年第2回玉東町議会定例会を閉会します。

起立、お疲れさまでした。

閉会 午後2時28分